

障害のある学生を対象とした合理的配慮と オンライン授業に関する初の全国調査を実施

2016年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、大学等においては障害学生に対する合理的配慮の提供が進められています。現在、国会では民間事業者における合理的配慮の提供義務化を含む障害者差別解消法の見直しについて議論が進められており、提供された合理的配慮について、障害学生自身がどのように捉え、満足しているかを明らかにすることが重要です。

そこで、「障害のある学生への修学支援における学生本人による効果評価に関する調査研究」として2019年度に試行的調査を、2020年度に本調査を行いました。このような、オンライン授業に関する障害学生本人を対象とした全国調査は初めてとなります。本調査では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って推進された、大学等の高等教育機関におけるオンライン授業の影響も合わせて調査しました。オンライン授業では合理的配慮の内容や提供方法も変わるため、障害学生の満足度を明らかにし、障害の有無にかかわらず、受講しやすい環境を検討することが重要です。調査の結果、一部の障害学生にとってはオンライン授業により、授業にアクセスしやすくなることが明らかになりました。

調査結果の詳細は、下記の独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイトに掲載されています。

https://www.jasso.go.jp/about/statistics/project/2020project_top.html

研究代表者

筑波大学人間系

佐々木 銀河 准教授

研究内容と成果

本調査では、全国の大学・短期大学・高等専門学校（127校）に在籍し、合理的配慮を受けている障害学生を対象にアンケート調査を実施し、431人から回答を得ました。学生の障害分類としては発達障害や精神障害が多く、障害の医学的な診断はないものの、その傾向があり、合理的配慮を受ける学生も含まれていました。

合理的配慮に関する満足度評価では、大学等が「丁寧な説明」「申請後の迅速な対応」「親身な相談対応」「障害や授業に関する知識提供」を行う場合に満足度が高く、「障害に対して理解がない教員がいる」「希望した配慮内容が提供されない」などの場合には満足度が低くなる傾向が見られました。合理的配慮の提供によって、約79.6%の障害学生で修学上の困難感が軽減していることも明らかになりました。

オンライン授業に関しては、「場所や時間を問わず、複数回授業にアクセスできること」などが授業への参加に役立っていることが示されました。また、約25.4%の学生が、オンライン授業で「特に困ったことや課題を感じなかった」と回答しており、オンライン授業は必ずしも障害学生にとってのバリアとはならないことが分かりました。オンライン授業の中でも、特にオンデマンド（非同時型）授業の方がリアルタイム（同時双方向型）授業よりも受講しやすいことが示され、障害学生と障害のない学生で、オンライン授業における総学習時間や学習効果、集中の程度などには差がないことも確認されました。

今後の展開

本調査を通じて、多様な障害学生それぞれにおいて、合理的配慮の内容や質は異なり、同じ障害名であっても学生によって必要となる配慮は変わり得ることが示されました。合理的配慮の効果を適切に評価するためには、大学等の教職員による自己評価に加えて、一人ひとりの障害学生の満足度を含むモニタリング調査を定期的実施し、合理的配慮の内容を点検・改善していくことが必要です。

また、オンライン授業には、適切に配慮や対応がなされた場合、障害学生の授業へのアクセシビリティを向上する要素があることが分かりました。つまり、オンライン授業を希望する障害学生に対しては、オンラインでの受講という手段を新たな合理的配慮として利用できる可能性が示唆されました。

研究資金

本研究は、独立行政法人日本学生支援機構の委託を受け実施されました。

問い合わせ先

【研究に関すること】

佐々木 銀河（ささき ぎんが）

筑波大学人間系 准教授

URL: <http://dac.tsukuba.ac.jp/>

【取材・報道に関すること】

筑波大学広報室

TEL: 029-853-2040

E-mail: kohositu@un.tsukuba.ac.jp